

## 第3回清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会会議録

日 時 令和6年1月18日(木)

午後3時より午後3時20分

場 所 保健福祉センター1階

ふれあいホール

出席委員：真野篤氏、佐藤秀美氏、関上恵介氏、高橋やよい氏、脇原康誠氏、土屋博敬氏、  
小笠原敏子氏、櫻井美紀子氏、安ヶ平美香氏

欠席委員：

町出席者：藤田保健福祉課長、鎌田課長補佐、清水介護保険係主事

研究員等：

傍聴者：なし

### 1 開会

### 2 出席者確認

全員出席

### 3 議事

#### (1) 介護保険サービスの見込みと保険料の算出について

##### ①介護保険サービスの見込みと保険料の算出【第7章】(P69～91)

鎌田補佐及び藤田課長より、介護保険サービスの見込みと保険料の算出について以下のとおり説明する。

事務局：第7章です。介護保険サービスの見込みと介護保険料の算出を今回算出させていただきました。69ページからになりますが、次のページから順番に、認定者数の推計、サービスの種類、細かくお話は飛びますが、サービスの見込み量、実績を記載させていただいております。今回令和3年度4年度の実績と、5年度の今までの分を見込みながら令和6、7、8の見込みを出させていただいております。前回と変わるところが、76ページの、施設サービス費の所で、介護老人保健施設のところ、6、7、8年のところが前回より変えて記載となっております。老健みかげさんの医療院への転換という形で、介護老人保健施設から介護医療院ということで、数字が大きく変わっているところがあります。全体的な見込み量になるんですけど、80ページになります。80ページは介護予防の部分の相対的な見込み量です。84ページが介護保険の第9期に向けての給付関係が見込まれております。3年間で約33億5,900万給付費がかかると今回見込ませていただいております。今回の保険料についてお話させていただきますと、第8期については9段階で保険料をいただいているんですけど、今度9期に関しては、13段階までという

形で保険料が多段階で増えております。9段階の方たちの幅を広げたといいますが、細かく所得に応じて段階を分けたというかたちになります。こちらについては86ページに載っております。87ページに、令和5年度の所得を参考に人数が分配されるかなというところで保険料を出させていただいております。今第8期が基準額と呼ばれる第5段階になりますが、5,700円というところなんですが、9期算出の中で89ページなるんですが、5,900円ということで見込を出させていただいております。先ほども86ページで見させていただきましたが、第1段階の方が基準額から0.455というかたちの算出で、2段階で記載させていただいておりますが、こういったかたちで端数出てますが、保険料が変わっていくとふうになっております。第13段階の方が、月額14,160円、年額にして169,920円という形で、今の保険料よりぐっと上がっている形になりますが、算出させていただいております。この保険料に関して、基金の方なんですが、約10億800万あるんですけども、こちらの方の中から5,000万取り崩しをさせていただいて、今回の基準額の算出をさせていただきました。

事務局：若干補足の説明をさせていただきます。先ほど事務局からの説明で、新サービスについて、該当ページ76ページ、介護医療院の話がありました。76ページ下段の表には、第9期の見込み、令和7、8のところに29人という数字が入っております。この部分については、前回の会議でもご質問があったところですが、診療所さんの方については、検討はされてるってということで、介護医療院は本決まりではないんだけど、こういった意向も踏まえると、給付費を計算していく上では見ておくべきだろうと。ということで、令和7年度8年度の部分で29人まで広げて保険料の算出をしております。それから、88ページをご覧いただきたいと思います。介護保険料の基準額月額算定という表があります。このA標準給付費見込額、これが各サービスを見込んだ給付費の額を示しているんですが、基本的には厚生労働省が示す見える化システムというものがあまして、この中に現況数字と動向を入れてくると将来見込が算出されてくるという、これはどこの町村も国の指標に基づいてこのシステムを使って給付をはじいてねってなっております。それをういた給付です。この給付見込額のA、第1号被保険者相当分のDの数も含めて、令和6から7、8と給付の見込額、若干ですけど微増してくる。1千万か2千万か微増してくるってところで、報酬改定も含めてボリューム的にも金額が増えていこうとこの3年間でということでございます。13段階というふうに介護保険料がございましたけれども、各町14段階でやっているところもあるし、もともと10段階とか、町によって違うんですが、清水町に関しては国の示す標準通り、今まで9段階、今回国が13段階に改正すると。10～13この4段階については、新たに設けられた所得階層です。所得階層的には、10段の方だと課税所得420万から520万ということなので、課税所得ベースなので結構年収が高い方ということなので、かなり年収が高い高齢者からは多く保険料をいただくよって国が標準を示してきて、それに合わせて9段階を13段階に変えるということをしております。なお、保険料の算定に当たって、準備基金と

いうものがあるんですけど、この部分 88 ページ下段の方に準備基金取崩額の影響額っていうのがあって、431 っていうものがあるんですけど、その下に今現在介護給付費どの程度ですかっていうときに、その費用を賄うために、町の方に基金っていうのを持っています。貯金です。これが 1 億 877 万 6,370 円ございます。前は 5,800 万くらいの残高がありましたので、令和 3、4、5 の 3 年間で 5,000 万くらいの基金残高が増えたということです。つまり、保険料の見込みが若干高かったのか、給付量見込が減ったのか、はたまたコロナの影響で給付額落ちるとい現象が起きたのか、いろんなことが複合的に重なった結果というふうに認識しております、この部分に関して基本的に町民の方に次回の保険料でフィードバックしていくっていう考えを持っています、準備基金取崩額 5,000 万、3 年間で出た分は戻しますよっていうような考え方でございます。これによって基準の保険料を 431 円引き下げる効果が生まれますよっていうのがこの表でございます。ですので、第 5 段階で月額 5,900 円となっておりますけど、この部分基金がなければ 6,300 円ちょっとになっていたということです。他町の状況についてはそれぞれ基金残高が違うし、保険料の推計も変わってくるので、いずれ新聞報道なんかでも介護保険料十勝の調べたら出てくると思うんですけど、だいたい現状は十勝の真ん中ぐらいにあるんですけど、おおむね 5,900 円という設定では、今現在私の持っている情報では、各町の HP とか各町の課長に電話で聞いたりとか、そんな感じで概ね中位くらいで 200 円上がるけども、真ん中ぐらいの位置づけは変わらないのではないかなと見ております。それから、概要についてとペーパーが 2 枚あったかと思えます。1 枚めくった 3 ページに、介護保険料期別基準月額いわゆる第 5 段階の方の基準月額のこれまでの経過が載せてあります。第 1 期には 2,550 円から始まったのですが、現在の第 8 期は 5,700 円、第 9 期今回予定しているものが 5,900 円ということで 200 円アップ。これまでの経過というのは、500 円 600 円上がってきたことも過去にもあるんですけど、今回は 200 円程度のアップはやむを得ない状況なのかなとことで判断をしているところでございますし、経過についてはこのぐらいの金額の動きが今までの経過ですよということを参考にお知らせさせていただきます。

【質疑・意見等】 なし

#### 4 第 4 回策定委員会について

令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 5 日までパブリックコメント実施をし、その意見を取りまとめ後、令和 6 年 2 月 20 日前後に委員長と調整し決定させていただきたいと思えます。